

「変化する企業法務と知財の業務」セミナー ～社内電子文書の取り扱い～

eDiscovery Seminar Vol. 4

日程: 2010年7月9日 (金)
時間: 13:30～16:20(13:00受付開始)
会場: 東京都千代田区丸の内2-5-2 三菱ビル 10階 コンファレンススクエアM+グランド
<http://www.marunouchi-hc.jp/emplus/access/index.html>
主催: 株式会社Ji2
参加費: 無料(事前登録が必要となります)
定員: 50名(事前登録制:定員となり次第、受付を終了させていただきます)
その他: カメラ/ビデオ/ICレコーダーなど録音・録画できる記録機器の持ち込みはご遠慮下さい
競争する企業様やセミナー対象としていない方のご参加はお断りする場合がございます

概要:

2008年秋口に米国で端を発した世界的な不景気の出口がまだ見えない昨今、その影響が他国より少ない日本企業は訴訟相手として格好の標的となっています。今年に入ってから既に、日本企業が関係した特許訴訟は全体の約7%にまで達しており、米国政府の調査の対象になるケースも増加傾向にあります。これら訴訟及び調査対象となる事で、日本企業は社内電子情報の証拠開示(Eディスカバリー)を要求される場面が着実に増えてきています。

Eディスカバリーにおける社内電子データの取り扱いは大変煩雑で、コスト・時間・リスクが付き物です。最近では米国訴訟のみならず日本国内の訴訟でも取り扱いが増えております。改ざんや削除が容易に行える社内の電子データを法務/知財関係者はどのように取り扱うべきなのでしょうか？

今回のセミナーでは、法務・知財関係者が実務で使える、電子文書の秘匿特権取り扱いと日米における電子文書の原本・改ざん証明をディスカバリ(情報開示手続き)の実務レベルでご説明するとともに、保全の注意点を日米訴訟の違いを交えながら議論して参ります。

今回のセミナーでは訴訟対策について、次の5つのポイントにフォーカスして先生方よりご説明いただきます。

- (1) 日本と米国の制度比較と、ディスカバリーの存在意義
- (2) 効果的なディスカバリー対応のポイント
- (3) 秘匿特権に関する留意点
- (4) 日米の訴訟における電子媒体で保存した電子証拠の取り扱い
- (5) 社内電子情報の筆頭である電子メールの処理

【お申込み】 <http://www.ji2.co.jp/documents/application/eDiscoveryJuly9Application.pdf>

プログラムスケジュール

13:00 - 13:30	開場・受付
13:30 - 13:45	開催のご挨拶 (15分)
13:45 - 14:45	「効果的なディスカバリー対応とは―日米の訴訟事例に基づく考察―」(60分) 森・濱田松本法律事務所 関戸 麦 弁護士
14:45 - 15:00	休憩(15分)
15:00 - 15:30	「米国での証拠保全と、日本での証拠保全について ―日本国内でのデジタルデータをどう取り扱うか」(30分) 株式会社 Ji2 フォレンジック インベスティゲーター 春山 敬宏
15:30 - 16:00	「証拠開示における電子メールの処理」(30分) 株式会社 Ji2 プロジェクトマネージャー 吉田 卓
16:00 - 16:20	Q&A セッション (20分)
16:20 - 16:45	お名刺交換会